

同時発表：北陸地方整備局

令和8年8月6日

都市局公園緑地・景観課

景観エリアリノベーション事業のモデル都市を選定 ～富山市南富山駅周辺の暮らしを潤す景観を再生～

国土交通省では、景観法改正（令和8年5月27日公布）に伴い景観エリアリノベーション事業（景観再生事業）を創設しました。今般、全国からの応募結果を踏まえ、富山県富山市をモデル都市に選定し、先導的に面的な景観再生に向けて伴走支援を行います。

今後、富山市では、南富山駅周辺の暮らしを潤す景観の再生や拠点性を活かした建物利用への転換を図るため、協働事業を行う民間事業者の探索や官民連携のあり方の検討等を行い、事業導入に向けて取り組みます。なお、モデル都市の追加に加え、当該取組の進捗を、全国の地方公共団体や民間事業者に発信することを予定しています。

○ 景観エリアリノベーション事業（景観再生事業）の概要

建造物の老朽化等により、良好な景観が損なわれている地域において、景観整備推進法人として指定を受けた民間会社等が、景観計画に基づき、建物等の所有者と協定を結び、所有者に代わって、ノウハウ等を活かして当該建物等の改修や利活用を行い、景観の再生を図ることができるようになるもの。（詳細は、[別紙1](#)参照）

○ 南富山駅周辺（富山県富山市）の概要

南富山駅周辺は、大正4年に市内軌道が延伸して以来、多くの学校が立地する文教地区として発展し、駅前商店街や住宅地による景観が形成されてきたが、近年は高齢化やライフスタイルの変化に伴い、空き家や空きテナントが散見され、まちの風景であった人の営みが失われつつある。現在、駅前広場等の再構築を進める中、味わいある既存建物の暫定活用など民間事業者や地域団体による動きが生まれており、これらを契機として既存のまち並みに営みを取り戻し、新たな駅前の景観と調和した拠点の再生が求められる。（詳細は、[別紙2](#)参照）

○ 今後の予定

景観整備推進法人となり得る事業者等の探索、地域での合意形成、事業計画・景観計画の検討。

○ その他お知らせ

景観エリアリノベーション事業へ関心がある民間事業者や地方公共団体は、以下の連絡先にお問合せください。

<問合せ先>

都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 平田、新海

TEL：03-5253-8111（内線 32-987、32-984）、03-5253-8954（直通）